

# 相談センターニュース



イメージキャラクター  
mamorumaru

入・進学や人事異動のシーズンを迎え、心機一転、張り切って新生活を始める方を多く見かける今日この頃ですが、皆様、いかがおすごでしょうか？  
年度初めということもあって、この時期の司法書士には、バラエティに富んだ相談が寄せられるようです。  
さて、それでは今月のニュースに移りましょう。

## 1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 私は今年で75歳になります。夫はすでに他界し、今は自宅で一人暮らしをしています。子どもはいません。このところ「自分が入院することになったら」「自分が死んだら」と考えると不安を感じます。入院の際の身元保証や死後の諸手続きを代行してくれるサービスがあると聞いたので、契約したいと思っています。注意点を教えてください。

A 追加料金の有無や前払い金の保管体制など、あらかじめ契約内容をしっかり確認しましょう。

### <解説>

静岡県でも、高齢化率が25%を超えました。高齢者の一人暮らしも増えており、多くの方が「自分が入院することになったら」「自分が死んだら」どうなるのだろうという悩みを抱えています。そして、その悩みに応えるサービスも多く提供されるようになっています。ただ、契約の際に少なくない金額を支払うケースが多く注意が必要です。

まず、支払ったお金で何をどこまでしてくれるのか、追加料金が必要な場合があるのか、あるとしてどのようなサービスにいくらかかるのか、しっかり確認しましょう。また、亡くなった後の諸手続きをお願いする場合、通常は、その手続きにかかる費用を前払いしておく必要があります。その前払い金がしっかり保管される体制がとられているのかチェックしたり、担当者に質問したりすることも大事でしょう。

最近、身元保証や死後の手続き代行を行う公益財団法人日本ライフ協会という団体が、前払い金の保管がしっかりなされていなかったとして内閣総理大臣からは是正勧告を受け、その後、民事再生の申立てをしました。民事再生は倒産手続きの一つですから、前払い金を返してもらいたくても、全額は戻ってきません。

「多額のお金を払うのだから、全部やってもらえる。これで安心」と考えたいお気持ちもわかりますが、日本ライフ協会の例もありますので、契約の際には十分注意が必要です。

相談センターニュース、そのころは？

- 今、どのような相談が寄せられているか
- 司法書士がどのような対応をしているか
- 読者の皆様の日頃の悩みを解消するヒントに

それらを分かりやすくお伝えする、それが相談センターニュースのところです。

### お知らせ

 静岡県司法書士会公式 facebook ページを開設いたしました。

アドレスはこちら  
↓



Q 大型ショッピングセンターの駐車場区画に自分の軽トラックを止めようと、通路上で切り返しをしていたら、後ろから通路を走ってきた軽自動車とぶつかりました。お互いケガもなかったのですが、自分の任意保険を使わずに事故で損傷したバンパーの修理代を請求したら、相手方は任意保険に入っていないらしく、「あなたにも責任はあるのだから半分しか払わない」と言います。通路の見通しはよく、こちらの様子はわかっていたはずなのに、納得がいきません。

A 示談を進める前に、まずは、双方の車の所有者、車の損傷状況及びその修理予定を確認しましょう。なお、過失割合は半々とは限らないので、司法書士等の専門家に相談しましょう。

<解説>

まず、交通事故で損傷した車の修理代は、原則として、その所有者が事故の相手方に請求することになります。念のため、修理代の請求に当たっては、車検証の記載から、自分が運転していた車の名義が誰であることを確認しましょう。

また、事故では通常、相手方の車にも損傷が生じます。相手方の車の所有者が誰か、相手方の車の損傷具合、その修理をする予定があるのかを確認してから、示談を進めましょう。

なお、今回のように、事故の現場が駐車区画と通路が明確に区分されている駐車場である場合、過失割合は半々であるとは限りません。示談がうまく進まないようであれば、司法書士等の専門家の助力を得た方がよさそうです。

**本の紹介**

相談センターニュースの本が発売されました！  
「はい、静岡県司法書士会です！～ 相続の困りごと、お答えします」



相続手続きのプロである私たち司法書士が **88** の疑問にお答えします。

(発行元 静岡新聞社／本体価格(税抜)1,200円)

お求めは、お近くの書店またはこちら↓で！！

はい、静岡県司法書士会です！ 検索

**司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内**

**【電話相談】**

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は 成年後見制度に関する専門の相談員 が担当しておりますので、ご活用ください！

**【面談相談】**

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも 予約制 となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

**ご相談は無料です！**



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社設立の手続き / 株式の取得 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律问题でお困りの方、ご活用ください！！